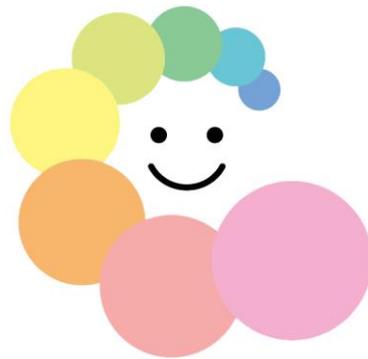


# 2018年度

## 「子ども家庭相談室」年次報告書



- I. 子ども家庭相談室概要
- II. 相談内容
- III. 「よくあるおとなの不適切なかかわり」と子ども
  - 1. 相談事例からの考察
  - 2. 相談員が感じる子どもの気持ち
  - 3. まとめ
- IV. 今年度の新しい取り組みの特徴
  - 1. 子ども専用無料相談電話の広報
  - 2. 「評価委員会」評価委員による評価

公益社団法人 子ども情報研究センター

## I. 子ども家庭相談室概要

1. 開設年月日 2003年10月
2. 開設日時 毎週月・火・木曜日 10時～20時  
電話相談、面接相談(木曜日のみ、1回1時間程度、要予約)
3. 電話番号 子ども専用無料相談電話 0120-928-704  
相談専用電話 06-4394-8754  
面接予約専用 06-4708-7087
4. 場所 HRCビル4階、子ども情報研究センターももぐみ
5. 相談料 無料
6. 対象 18歳未満の子ども、親、教職員等
7. 相談内容 子どもの人権侵害
8. スタッフ 子どもの権利擁護の専門相談員
9. 基本姿勢
  - ・子どもやおとなの話を聴き、子どもにとって一番いいことを子どもとともに考える。
  - ・子どもが自分で決めることを大切にする。
  - ・必要な場合は、第三者として関係機関や関係者との調整をおこなう。
  - ・秘密は必ず守る。
10. 検討会議
  - ・ケース検討:週に1度
  - ・研究協議:月に1度
11. 大阪府教育委員会 児童・生徒のための「被害者救済システム」との連携  
子ども家庭相談室は、下記のとおり「被害者救済システム」の民間権利擁護機関「アドボカシーセンター」を受託している。

・被害者救済システムとは

児童・生徒が学校においてセクシュアル・ハラスメント、体罰、いじめ等の被害にあった場合に、児童・生徒の最善の利益に向けた支援活動を行うシステム。被害にあった児童・生徒やその保護者等からの相談を民間権利擁護機関「アドボカシーセンター」が受け付け、解決に向けて一貫した支援を行うシステムである。

・対策会議

事象が生起し、アドボカシーセンターの報告により被害児童・生徒への心のケア及び解決に向けた方策を策定する必要があると認めるときは、被害者救済システム対策会議（以下「対策会議」という）を設置し協議する。対策会議は、担当課の職員、担当課の長が必要と認めた者で構成される。

・評価委員会

申し立て等を受けて、府教育委員会が行った市町村教育委員会・学校への指導や支援が、児童・生徒の最善の利益にかなったものとなったかどうかを、弁護士、学識経験者、精神科医等を委員とする「評価委員会」が、検証・評価・提言を行う。

図1 児童・生徒のための「被害者救済システム」概要図

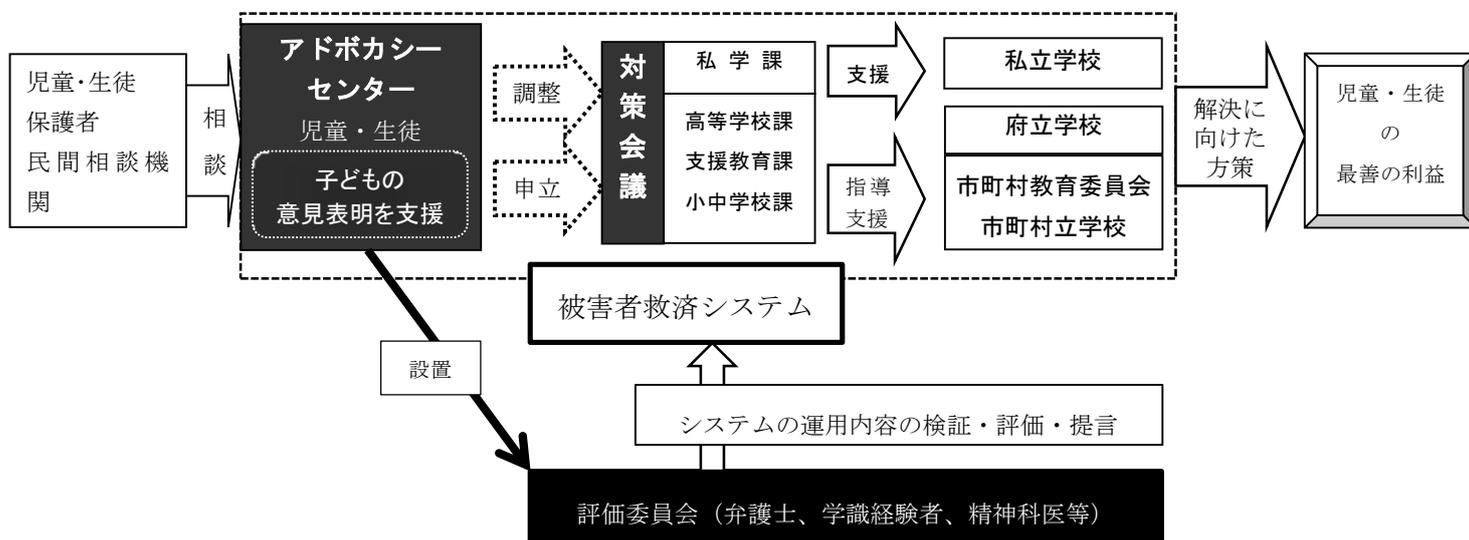
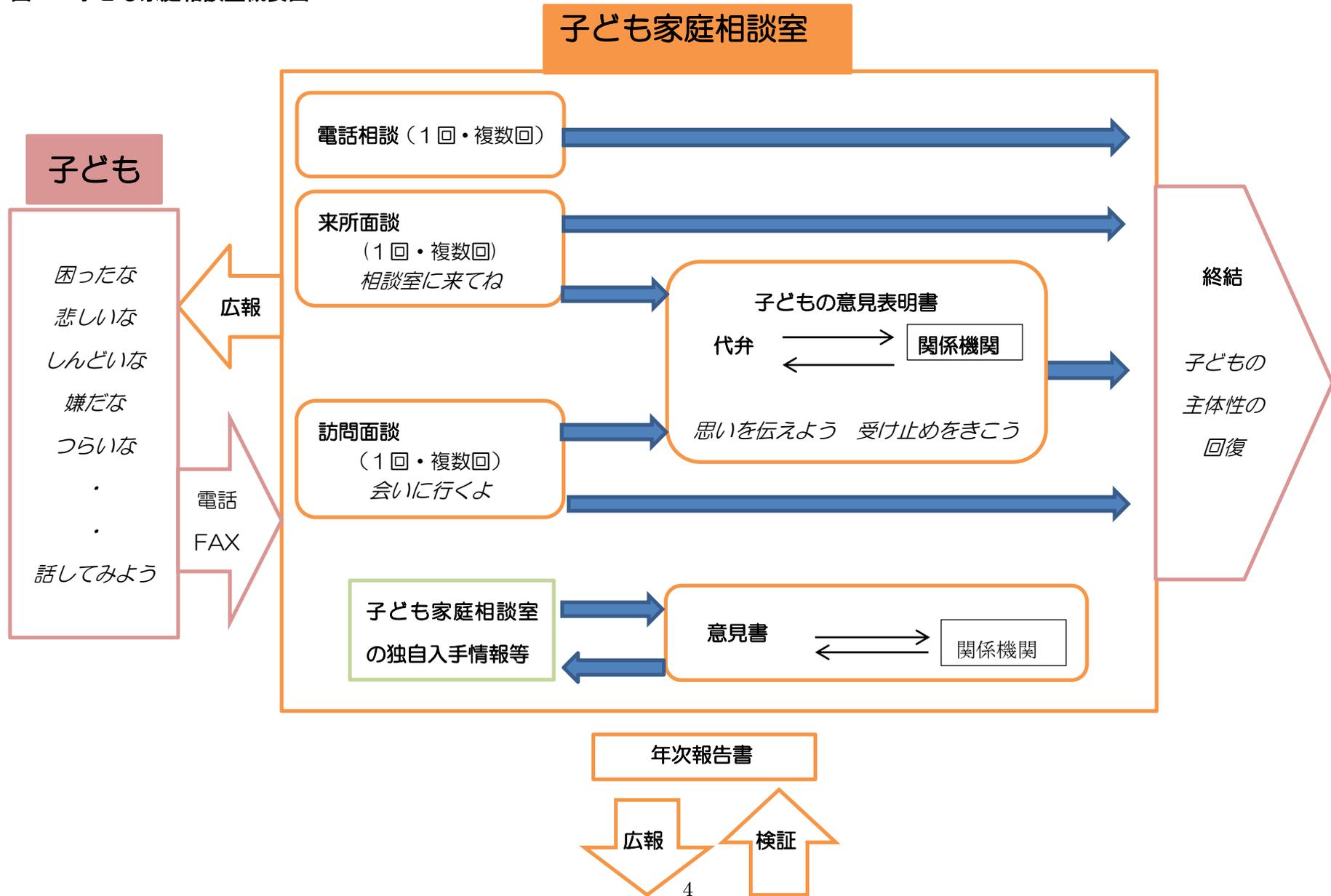


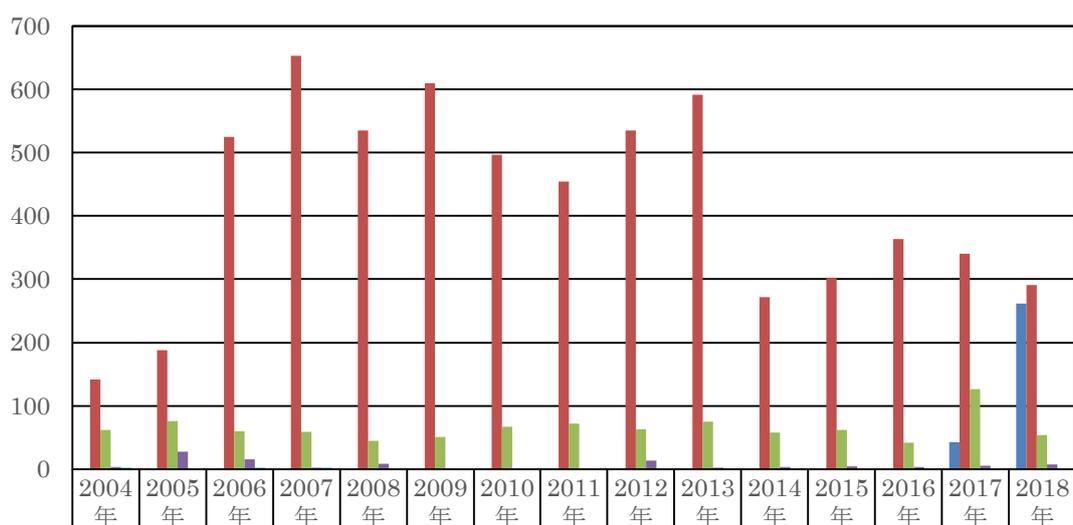
図2 子ども家庭相談室概要図



## Ⅱ. 相談内容

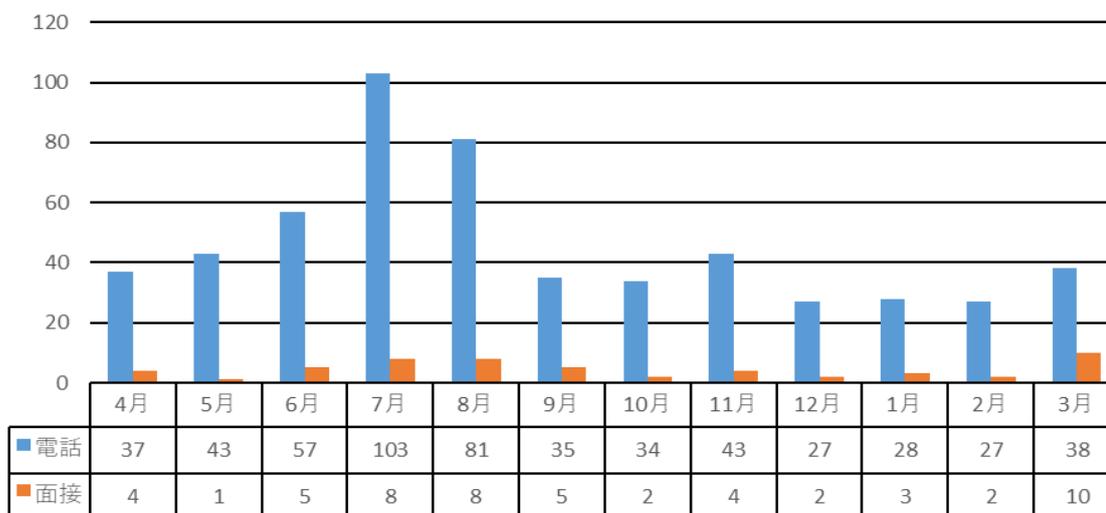
### 1. 年度別相談件数

年度	フリーアクセス	電話件数	面接件数	訪問件数	申立件数
2003年10月～2004年3月		7	-	-	-
2004年		142	62	3	2
2005年		188	76	28	1
2006年		525	60	15	2
2007年		653	59	2	2
2008年		535	45	8	1
2009年		610	51	0	1
2010年		497	67	0	1
2011年		454	72	0	0
2012年		535	63	13	1
2013年		591	75	2	1
2014年		272	58	3	0
2015年		302	62	4	0
2016年		363	42	3	0
2017年		43	340	126	5
2018年	262	291	54	7	0
合計	305	6305	972	93	12



■ フリーアクセス															43	262
■ 電話件数	142	188	525	653	535	610	497	454	535	591	272	302	363	340	291	
■ 面接件数	62	76	60	59	45	51	67	72	63	75	58	62	42	126	54	
■ 訪問件数	3	28	15	2	8	0	0	0	13	2	3	4	3	5	7	
■ 申立件数	2	1	2	2	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	

## 2. 月別相談件数



## 3. 電話

### ①相談者内訳

	2017 年度	2018 年度
小学生	16	41
中学生	26	46
高校生	30	132
大学生	1	3
保護者・教職員他	237	190
不明・その他	73	141

### ②相談対象者内訳

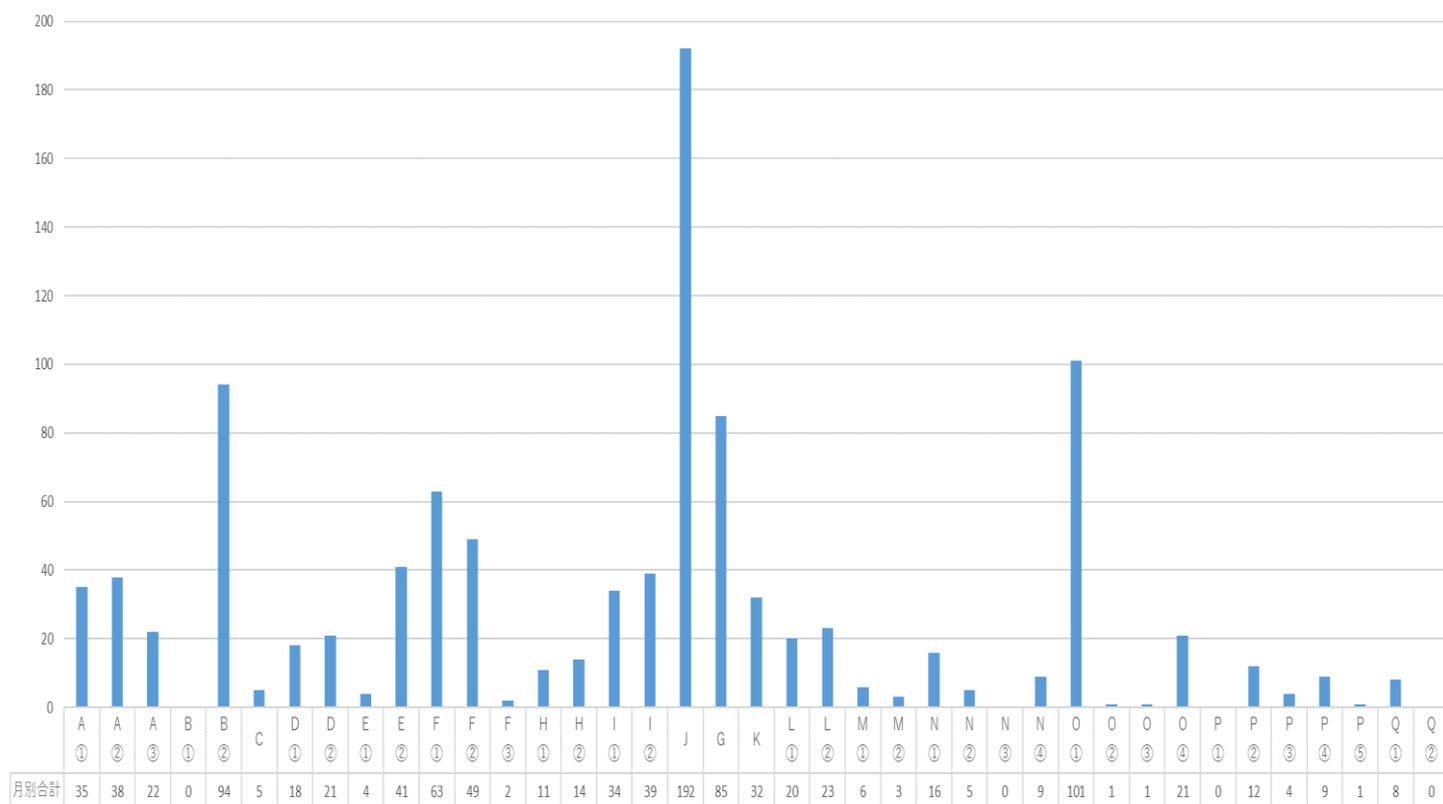
	2017 年度	2018 年度
就学前	2	3
小学生	79	75
中学生	77	124
高校生	61	64
大学生	12	7
その他	19	164
不明	11	122

### ③相談内容

相談内容を下記のように分類している。

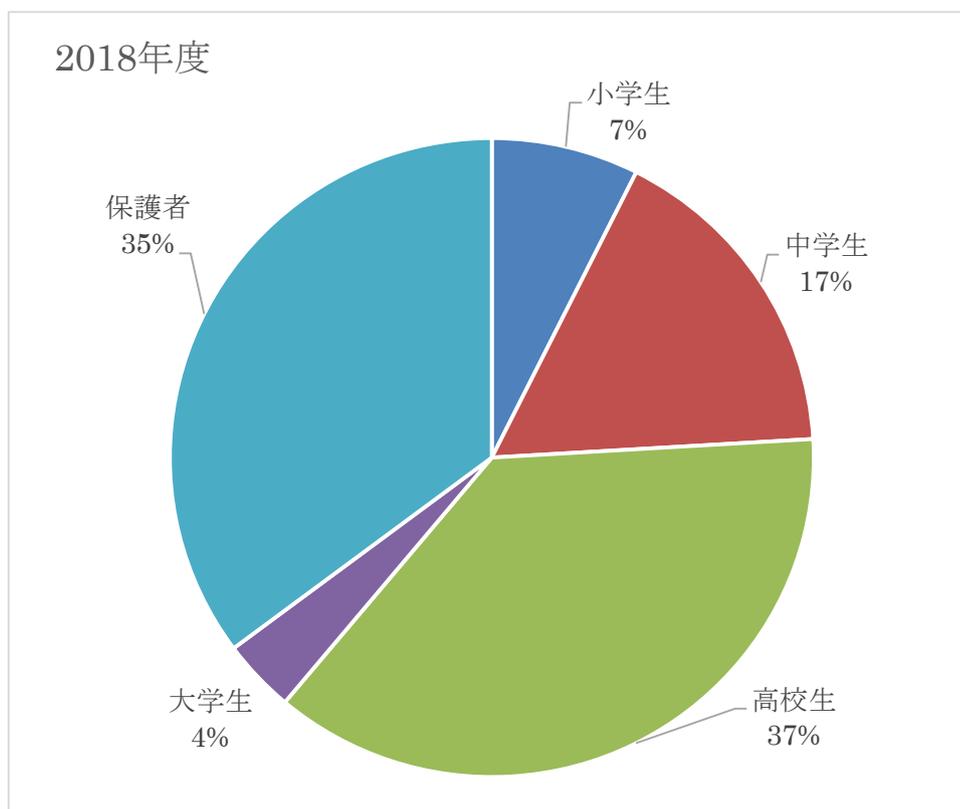
分類記号	内 容	分類記号	内 容
A ①	不登校傾向、不登校	J	虐待(児童を中心とした虐待)
A ②	いじめ(加害・被害)	K	学習の問題、学業上の問題
A ③	いじめと不登校の複合	L ①	中退者の相談
B ①	ひきこもり(病的なもの)	L ②	進路相談、適正相談
B ②	ひきこもり(①以外のタイプ)	M ①	「障がい教育」関連の相談
C	問題行動、 非行的行動(補導的なもの)	M ②	発達障がい関係の相談
D ①	神経症的傾向、神経症、精神的なもの(摂食障害、円形脱毛症、リストカット、OD、吃音、チック、緘黙及び緘黙傾向など)	N ①	学校や教職員に対する不満、不信
		N ②	学習指導の在り方、学級経営の方法、生徒指導の問題
		N ③	教師自身の問題
		N ④	①～③に入らない学校関係の相談
D ②	習癖、嗜癖	O ①	上記に入らない相談(無言)
E ①	性的問題、性に関する相談	O ②	その他(苦情)
E ②	性への違和感	O ③	その他(意見・提言)
F ①	保育・育児・養育に関する悩み(就学前)	O ④	その他(問い合わせ)
F ②	子育てに関する悩み(就学後)	P ①	生徒間でのセクシュアル・ハラスメント
F ③	性格、行動(おとなしい、乱暴)	P ②	教師→生徒へのセクシュアル・ハラスメント
G	身体上の問題	P ③	教師間でのセクシュアル・ハラスメント
H ①	交友関係、仲間関係	P ④	その他のハラスメント
H ②	学校生活について	P ⑤	性被害関係
I ①	家族関係、家族の問題	Q ①	体罰
I ②	家庭内暴力(対物、親虐待、きょうだい虐待、DV)	Q ②	暴言

## 分類ごとの件数



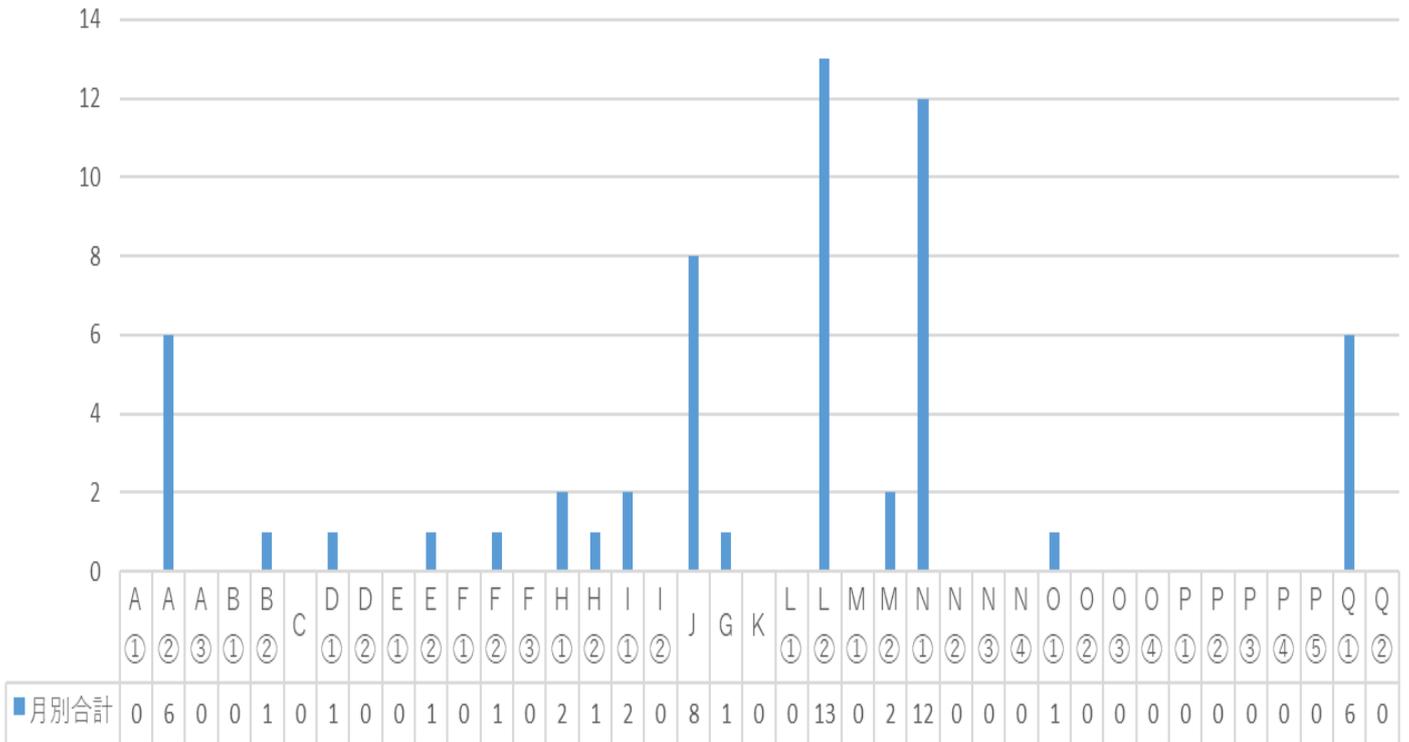
## 4. 面接相談

### ①相談者内訳



### ③相談内容

分類ごとの件数(分類記号は、電話相談と同じ)



### 5. 申立て

5年前から、申立ては0件である。子どもの権利が侵害されていて申立てが必要と思われるケースでも、子どもと出会えていなかったり、保護者の思いに偏っていたりすると「申立て」として扱わなかったケースもある。そんな中で、子どもに出会い、子どもの意見表明を受けとめるという相談室の姿勢は崩さずに取り組んできた。申立てに至らなかったケースは「調整」となることが大半で、調整することが子どもの意見表明を支えているかどうか、見極めていく必要がある。

### Ⅲ. 「よくあるおとなの不適切なかかわり」と子ども

今年度の相談の中で、子どもが深く傷ついていることにおとなは気づかないまま、一方的に同じようなかかわりを繰り返し、さらに子どもが追い詰められていくような事例が気になった。学校や家庭で日常的にそのような場面がありがちではないかとも考えられた。

体罰のように誰が見てもよくないとわかるかかわりではなく、おとなからすれば熱心な指導であったり、しつけであったり、無意識な対応であったりするかかわりを取り上げ、子どもの様子の変化や気持ち、相談員の対応をふりかえった。このような事例では、当該子どものみが傷ついたと感じていることも多く、まわりからは気づきにくいようだ。わかってもらえない子どもは自分が悪いのかと思わされていることもある。相談事例の考察と相談を受けて相談員が感じた子どもの感情を表すことにより、おとなのかかわりと子どもとのとらえ、相談員のかかわりを考えた。

#### 1. 相談事例からの考察

##### 事例①

##### 18歳 Aさん ……祖父に言ったことが果たしてよかったのか

子どもの頃から、祖父に厳しく育てられた。何か言うとすぐに怒鳴られたり、たたかれたりしていたので、祖父に自分の考えを伝えることが怖くて言えなかった。高校を卒業しても進路が決められなかったが、自分で納得いくまで考えたいと思っていた。しかし祖父から「進路はつきりしろ！ あいまいなことばかりして。」と言われたので、思い切って「進路決めるには、おじいちゃん存在がじゃまになってる。恐怖心があるから。ゆっくり時間かけて消化したい。おじいちゃんに復讐したいとかじゃなくて」と言うと祖父は、ビックリした顔をして「わかった！ 俺がわるかった。」と言った。こんなことを言ってよかったんだろうか。

##### 《考察》

長い間、祖父から恐怖を感じるぐらいの対応を受け続けることで、Aさんは自分の意見は言わないことが当たり前になったのだろうか。かなり勇気を出してのことだったのだろうか、進路のことについて自分の考えを祖父に伝えると、祖父は受け止めて謝ったということだ。一方的に押さえつけられる関係性が変化しているにもかかわらず、言えたことに罪悪感を持ってしまうと言う。おとなの長年の抑圧的対応が子どもに与える影響の根深さを感じる。

社会全体としても、子どもの権利の中でもとりわけ意見表明権への理解が根付かないという現状が

指摘されている。しかし、この事例では、Aさんは根深い抑圧を乗り越えて伝える力を発揮し、祖父は、Aさんの発言を受け止めた。人は変われるのだという希望を感じる。

## 事例②

### 小学4年生Bさん…担任の言動で学校に行かなくなった

Bさんは、3年生までは楽しく学校に行っていたが、4年生になってから学校を休みがちになる。

Bさんは友だちもいるし、勉強も好きで、母はなぜ学校に行くことをいやがるのかわからなかった。とうとう、夏休みに入る少し前に全く学校に行かなくなってしまった。それまでにもBさんは、「先生こわいから、学校に行きたくない」と母に話していたが、今の担任は以前Bさんの兄の担任で、そのとき母にいやな印象がなかったためBさんに学校に行くことを強要してきたようだ。母とBさんとの関係もうまくなくなり、Bさんは母に連れて来られるかたちで面談に来た。

Bさんはずっと黙ったままなので、Bさんに確認して母から話を聴く。母が言うには、担任はきちんとされていて、一生懸命で熱意があると評価されているらしい。厳しく指導するのでことばがきついところもあるようだが、兄はだいじょうぶだった。Bさんがどうして学校に行けなくなってしまうのかと困りはてておられた。

やはりBさんからも話を聴かせてもらいたく、相談員は声かけをするが黙ったままなので、「書くことはできる？」とたずねてみた。大きくなずいたBさんを見て、彼はとても困っていて、助けを求めているのかもしれないと感じた。Bさんは、何度も消しゴムで消しながら時間をかけて、「たんにんの先生がこわくて学校にいけない」と書いた。書いたことをきっかけにいくつかことばが出る。「なにもしていないのに、先生怒る。」このことばには、Bさんの怒りのようなものを感じた。なにもしていないのに怒られると感じているのなら、学校でどういう態度でいればいいのかわかるはずもない。担任がこわいという気持ちと、「なにもしていないのに怒られた」ということが許せない気持ちがあることが理解できた。

## 《考察》

保護者や教職員からは、「熱心で指導力があるととらえられている先生」が、受けとめる子どもによっては、恐怖を感じていたり、納得できなかつたりすることがあるようだ。このとらえ方のちがいは、どこから来るのだろうか。

この事例では、保護者も教職員も、子どもにとってよかれと思いしていることが、子どもが行動する力を奪ってしまうようなことになっている。子どもにとってよいこととはどういうことだろうか。子どもの権利条約には、子どもの最善の利益の原則に立つと述べられている。そして、その際、子どもの意見表

明とその尊重の権利に立脚すると述べられている。一方的な子どものためにという熱心さは危うい。仮に、熱心さのあまり、厳しい指導をすることがあっても、その後の子どもの様子などから、その指導が子どもにどんな影響をもたらしているか想像がつかだろう。すぐに修正することもできるはずだ。繰り返される厳しい指導に、なにもわかってもらえていないと感じる子どもはその教職員を避けるしかなくなってしまう。

ついには、学校に行けなくなってしまうと、それはその子どもの性格や適性に問題があるととらえられがちだ。弱い、ずるい、怠けているなど、子どもはマイナスのイメージをもたれ、教職員は熱心で指導力があるというよいイメージで語られる。教職員と子どもの関係性の問題であるはずなのに、子ども個人の問題だとされていくことがあることを忘れてはならないと思う。おとなのよかれと思うかかわりを問い直す必要があるだろう。

熱心な教職員のもとでいきいきと過ごしている子どもはたくさんいる。熱心さがよくないのではなく、子どもとの関係がうまくいかなくなってしまったときに、熱心に指導したまでだと正当化してしまうと、ますます子どもの気持ちが見えなくなっていくのではないだろうか。声にならない子どもの意見表明がそこにある。「先生、こわい」「先生のことばが納得できない」などの子どもの思いは、声にはならないが、きっと学校に行かなくなってしまうまでに変化していく態度で意見表明していたはずだ。おとなの力でおさえつけられ、支配されているように感じている中では、声に出して伝えることはたやすいことではない。教職員の厳しい指導に母からの学校に行くべきという圧力が加わり、子どもは話せなくなっていったと思われる。どちらも適切でなかったと省みて、声にならない子どもの意見表明を受けとめることから関係性を修復したい。

### 事例③

#### 中学2年生 C さん…暴力をふるったと被害届を出された

C さんは中学での最初の1年は C さんを理解する教職員もいてトラブルもなく学校生活を送っていた。友人からの信望も厚く、好きな体育は委員として頑張っていた。それが2年生になって教員とのやり取りに行き違いが多くなった。体格もよい C さんは怒りやイライラする感情がすぐ荒っぽい行動につながった。そのため C さんの行動を押さえようと、彼の気持ちを聴くこともなく、彼に対する丁寧な説明もなく、短絡的に多勢で彼1人を押さえつけるということが複数回行われた。当然 C さんは、押さえつけられた多くの手を払いのけようともがく。すると暴力をふるったと言われ、学校から警察に被害届を一方的に出された。それからは、一部の教職員や他の生徒との関係も悪くなり、学校を休むこともあり、転校までも考えるようになった。おとなの一方的な対応で、悪循環となった彼の行動の一つ一つを厳しく数え上げ、警察への被害届にまで至ってしまった。そして、さらに C さんの学校への不信感がつの

る。

相談室をおとずれた C さんは「学校ときちんと話し合い、自分が謝るべきは謝り、学校の間違いは謝ってほしい」と訴えた。相談室は教育委員会を通じて学校へ話し合いの場を持つべく C さんの思いを伝え続けた。C さんが頑張って頑張って登校しているにもかかわらず、学校との話し合いは引き延ばされ続けたが、その間、彼の思いは揺らぐず、話し合いの場面に臨み、相談室の立ち会いのもと、しっかりと自らの意見を伝えて、思いを実現することができた。

## 《考察》

相談を受けてから6か月が経ち、子ども家庭相談室の仲介のもとでやっと学校との話し合いの場を持つことになった。けれども、学校からは、Cさんがちゃんと話したいと申し出ていた教職員は出席できないとのことで、校長のみの出席だった。このような学校の対応は相談室の経験でもよくあり、子どもの必死の意見表明も形のみ伝えて終わるということが起こりがちである。しかし C さんはそれでは納得せず、「自分が話したいのは教頭と 2 人の教職員である」と主張した。また他の教職員が出席できない理由を C さんに説明してほしいという子ども家庭相談室の求めに、学校は答えることができなかった。結局、教頭が出席して話し合いがもたれ、相互の理解と C さんの一応の納得を得て、終了することができた。C さんが持てる力を発揮し、主体的に解決を導き出した過程に子ども家庭相談室は寄り添うことができた。

C さんはいわゆる先生の注意をよく聞くおとなしい生徒ではない。が、C さんの行動には必ず理由があり、段階がある。子どもの権利を尊重するならば、C さんの存在がまず尊重される必要がある。C さん自身と丁寧に向き合い C さんの最善の利益をともにはかろうという姿勢があれば、行動を表面的にとらえることなく、お互いに理解しよい関係を築くことができると考える。C さんは自分の意見を主張することができている。その声を聴くおとなの側が、聴く耳をしっかりと持ちたいと思う。

## 2. 相談者が感じる子どもの気持ち(表による考察)

今年度に子ども家庭相談室に寄せられた電話相談と、面談の内容から、「よくあるおとなの不適切なかかわり」を以下のように整理した(表1)。「よくあるおとなの不適切なかかわり」を受けた子どもは、恐怖心、不信感、納得のいかなさ、自己否定、自尊心の傷つき、無力感、怒り、不必要な罪悪感など、さまざまな感情を抱くことがうかがえた。また、「よくあるおとなの不適切なかかわり」がみられる状況には、おとなと子どもの対等でない関係性や、「決めつけ」「子どもの自尊心への無配慮」「向き合わなさ」「一方的な見方」などおとなの態度が推測された。

表1 「よくあるおとなの不適切なかかわり」と子どもの受け止め、感情

よくあるおとなの不適切な関わり			子どもの受け止め、感情
分類	種類	例	例
ことば	おとしめることば	「お前、障害持ってるんか！」 「幼稚園児やな」 「チビ」「おバカさん」 「やる気がない」 「ポーっとしてる」	「なにもしていないのに怒られた」と感じる 先生が怖くて学校に行けない 自分の考えを怖くて言えない
	良かれのことば	「学校に来なくても、卒業はさせてあげる」 「君はそのままではいけないよ」	「学校に来なくていい」と言われたと感じた 言われたことばがこころに残る
	脅しのことば	「やめなければ警察を呼ぶ」 「これだけで済むと思うな」 「今度呼び出すからな」	「自分は悪いことをしていないのに」と思う 「怖い」と感じる
行為	厳しい指導行為	押さえつけや羽交い絞め クラブの試合に出場させない 平手打ち・竹刀で叩く 急に大声で怒る	「嫌だ」「怖い」「納得いかない」と感じる
	行き過ぎた指導行為	不特定多数の人の前での指導・叱責・平手打ち・竹刀で叩く 手を後ろにねじり上げる 突き飛ばす	「嫌だ」「なんでこんなことされなあかんねん」と感じる。「なんで怒られたのかわからない」 「先生の顔を見たくない」と思う。 不登校になる。
	良かれの指導行為	本人に確認無く、事が大きくなるのを防ぐために押さえつける	「嫌だ」と感じる。傷ついた。 学校に行きたいと思えなくなった

### 3. まとめ

よくあるおとなのかかわりなのだが、子どもにとっては恐怖でもあり、長年の抑圧になっていくことさえある。また、一時的に深く傷つき、行動する力をなくしてしまうこともあるようだ。それでも、事例の子どもたちは、あきらめなかった。学校に行かない、反論する、謝罪を求めることなどで、おとなのかかわりを許せない、なんとかしたいと相談室に足を運んだり、電話をかけたりした。子ども家庭相談室は、その過程で子どもの声を聴き、まずは子どもの力を取り戻すところから始めた。子どもの立場に立ち、子どものあきらめない場面に、どうすればいいのかいっしょに考えながらともにいさせてもらった。

おとなは無意識でしたり、よかれと思ってしたりする子どもへのかかわりなので気づきにくいこともあるし、気づいてもそのかかわりを正当化してしまうこともある。子どもの受け止めを子どもから聴かせてもらって見直していけたら、よりよい関係をつくり出していけると思われるのだが、子どもの声は簡単にはおとなに届かない現状がある。

## IV. 今年度の新しい取り組みの特徴

### 1. 子ども専用無料相談電話の広報

昨年度、私たちは、長年にわたる子ども家庭相談室の念願である子ども相談電話の無料化を実現した。子どもにとって、相談電話をかけることはハードルの高いことであり、せめて無料でかけられるということで、少しでも「かけやすさ」につながるのではないかと願っての実施だった。確かに、子どもから直接かかってくる電話の数は以前に比べて、増えた。が、劇的にということではなく、たまたまチラシを目にしてくれた子どもたちの興味を引いたからにすぎなかった。何とか、直に、子どもたちに相談電話の存在を知らせたいと思った。カードを一人ひとりに一枚ずつ届けられたらどうだろうか？子どもに分かりやすいイラストをつけて…。一人ひとりの手に届けたい思いがどんどん膨らんでいった。

幸い、今年度は「阪急阪神 未来のゆめ・まち基金」の助成金をいただくことができた。子どもにわかりやすいイラストを描いてくださる方との出会いがあり、格安の印刷代で引き受けてくださる印刷所とのつながりができ、思いが実現するときがやってきた。公立私立の区別なく、小学校、中学校、高等学校、支援校の全一年生に配布するために、大阪府教育委員会の協力を得ることもできた。25万人強の子どもたちに配布するために、各学校に向けての仕分け作業は大変だったが、たくさんのボランティアの方々のお力をお借りして、夏休み直前に、子どもたちに届けることができた。

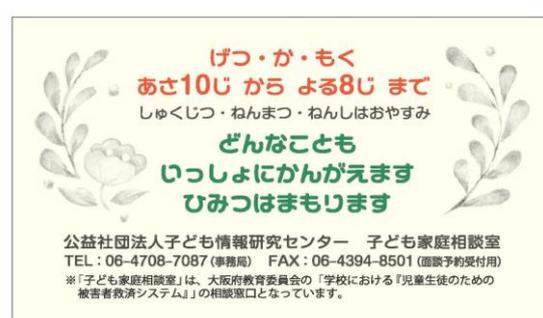
子どもたちの反響は大きかった。小学校の一年生が、何を話してよいのか迷ってのことだと思うが、「〇〇公園に来て」「しりとりしよう」のような楽しい内容を話してくれたこともあった。ここにかけたらどんなことでも受け止めてもらえるということを発信できるチャンスだと捉え、一生懸命に耳を傾けた日々だった。今までの数倍もの電話が子どもたちからかかってくるようになった。カードの効果はてきめんだっ

た。配布直後は、ぐっと右肩上がりに数が増え、その後、落ち着いた数で、子どもたちの声が届き出した。「いじめられている、どうしたらいいか」「先生がいやなことを言う」「仲間外れにされたことを先生に相談しても、取り合ってくれない」等々。子どもたちの願いに沿った、納得のできる結果を得るために、知恵を出し合った。子どもたちは、失われた力を取り戻し、自らの力で解決の方向を見つけていった。子どもが早い時期に、問題を提起してくれたことで、複雑になる前に、自分で考え、自信を取り戻していくこともあった。

カードを配布することは重要である。一人ひとりに、カードを一枚ずつ届けるために、その体制を整えていくことがこれからの課題である。



<表>



<ウラ>

## 2. 評価委員会の充実

評価委員会のまとめとして、年度最終の評価委員会後に、被害者救済システムの運用内容の評価・検証・提言(以下「評価票」とする。資料1)として評価委員より評価をいただく。

今年度は、相談から「意見表明書」と「意見書」の提出に至った案件の経過において、対策会議が開催された。対策会議は被害児童・生徒が在籍する学校の担当課の職員と、その他担当課の長が必要と認められた者によって構成され、アドボカシーセンターも出席した。そのため、今年度の評価においては、システムの運用面に対するより充実した評価をいただけた。

また、今年度は評価票の評価軸についても検討し、変更を加えた。

### ① 評価軸の変更点(下線部を変更) ※資料1参照

「6. 解決に向けた方策は子どもの最善の利益の原則に立っているか？」

➡「6. 解決に向けた方策は『子どもの権利条約』の原則に立っているか？」

《変更理由》

「子どもの最善の利益」については、その内容や判断基準が個人の主観に頼る面があり、その解釈も諸説ある。そのため、評価軸としてはより客観性のある『子どもの権利条約』を採用した。

## ② 評価内容

アドボカシーセンターの子どもに対する姿勢、子どもの意見表明に取り組む姿勢に高い評価をいただき、またシステムとして解決に向けた方策は『子どもの権利条約』の原則に立っているとの評価をいただいた。

一方、特に対策会議におけるアドボカシーセンターの独立性の尊重、アドボカシーセンターによって代弁された子どもの声が学校においても尊重されること、評価委員会の運営については、評価点からも課題がうかがえた。

意見・提言としては、意見表明と「解決に向けた支援」の更なる充実に向けて、アドボカシーセンターの主体性が求められた。また、子どもの声の尊重には、学校に対してシステムの周知や子どもの声を聴くことの意義を伝えることの必要性が求められた。評価委員会の運営については、ケース検討という面が大きく、システム運営・システムの在り方についての検討の不十分さの指摘、運営方法自体についても改善が求められた。

アドボカシーセンターは、今後も『子どもの権利条約』に基づき、子どもの主体性を尊重しながら、子どもの意見表明の実現とそれが子どもにとってより良い生活へとつながっていくことを目指すシステムの一員として、日々の相談業務と被害者救済システムの充実に努めたい。独善に陥らないために、第三者によるシステム全体の評価として評価委員会の仕組みがあることが極めて重要といえる。今後も評価委員会が機能するよう、評価内容を検討していく。

資料1

被害者救済システムの運用内容の評価・検証・提言

記入年月日

年 月 日

記入者名

	機能している (3)	まあまあ機能 している(2)	機能している 面もある(1)	機能していない ・評価不能(0)	点数
1. アドボカシーセンターは子どもの意見表明を支援しているか？					
2. アドボカシーセンターは子どもの声を対策会議に代弁できているか？					
3. 対策会議はアドボカシーセンターの代弁・調整・申し立ての独立性を尊重しているか？					
4. 対策会議は代弁された子どもの声を尊重しているか？					
5. 学校は代弁された子どもの声を尊重しているか？					
6. 解決に向けた方策は『子どもの権利条約』の原則に立っているか？					
7. 評価委員会の運営は適正か？					
総評(提言)					



2018年度「子ども家庭相談室」年次報告書  
2019年10月発行

編集・発行 公益社団法人 子ども情報研究センター  
〒552-0001 大阪市港区波除 4-1-37 HRCビル5階  
TEL 06-4708-7087 FAX 06-4394-8501  
メールアドレス info@kojoken.jp  
ホームページ <http://www.kojoken.jp/>

2018年度子ども家庭相談室

糸岡 蘭	内山洋子	大原幸子	奥村仁美
田中文子	田淵 彩	丹羽めぐみ	橋本暢子
藤井浩子	洪 志津	山下裕子	